

下関市建設関係功労者表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、本市建設部において管理する道路や河川の保全・管理を支援する活動を自主的に無償で実施し、環境美化に功績のあった個人又は団体に対する表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 この表彰の対象は、本市建設部において管理する道路や河川施設において、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 施設の清掃、除草又は剪定活動を行っている個人又は団体
- (2) 施設の補修等を行っている個人又は団体
- (3) 寄付・寄贈をした個人又は団体
- (4) その他市長が特に認める個人又は団体

(欠格事項)

第3条 表彰対象者が当該表彰実施日の前年の4月1日から表彰日の前日までの期間に次の各号のいずれかに該当したときは、表彰の対象としない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 甚だしく受表彰者としてふさわしくない行為をしたとき。
- (3) その他表彰することが不相当と認められるとき。

(推薦の方法)

第4条 表彰を受けるにふさわしい者を推薦しようとする者又は道路河川管理課長は、第2条の規定により表彰を受けるにふさわしい者を推薦するものとする。

2 表彰候補者の推薦は、推薦書（別記様式）に活動経緯が分かる書面又は活動写真を添えて提出するものとする。

(表彰対象者の決定)

第5条 表彰すべき個人及び団体は、建設部長が選考し、決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は表彰状を授与して行う。

(表彰)

第7条 表彰は年1回、市長が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。